○上尾伊奈資源循環組合公文例規程

令和５年４月１日訓令第３号

上尾伊奈資源循環組合公文例規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公文書に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「公文書」とは、次に掲げるもののほか、職員がその職務権限に基づいて作成する文書及び図面をいう。

(1)　法規文書　次に掲げるものについて作成する文書

ア　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１４条及び第１６条の規定に基づき、組合議会の議決を経て制定し、管理者が公布するもの

イ　規則　地方自治法第２９２条において準用する同法第１５条及び第１６条の規定に基づき、管理者が制定し、公布するもの

(2)　議案及び専決処分　次に掲げるものについて作成する文書

ア　議案　管理者が、組合議会の議決を経なければならない事件（条例の制定及び改廃を除く。）について、組合議会の審議を求めるために提出するもの

イ　専決処分　地方自治法第２９２条において準用する同法第１７９条第１項本文又は第１８０条第１項の規定に基づき、管理者が組合議会に代わってその議決すべき事件（条例の制定及び改廃を除く。）を処分するもの

(3)　告示文書　法令、条例等の規定又は職権に基づいて処分し、又は決定した事項その他一定の事項を広く一般の住民に公示するために作成する文書

(4)　令達文書　次に掲げるものについて作成する文書

ア　訓令　管理者が、下級機関に対し、権限の行使について指揮するために発する命令で基本的事項を内容とするもの

イ　通達　上級機関が、管理者の命により、又はその職務権限に基づき、下級機関に対し、職務執行上の細目的事項等について指示し、又は命令するもの

ウ　指令　個人、団体又は下級機関等からの申請、出願その他の要求に

基づいて許可、認可、不許可等の処分をし、又は指示するもの及び職権で、これらの者に対し、特定の事項を命令し、禁止し、若しくは指示し、又は既に与えた許可、認可等の処分を取り消すもの

(5) 争訟文書　補正命令書、弁明書等提出要求書、弁明書、反論書、裁決書等の行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）又は同法を準用する他の法令に基づき作成する文書及び訴状、準備書面等の訴訟に関する書面

(6) 契約文書　売買、交換、使用貸借、賃貸借、請負、委任等に係る契約書、協定書、覚書、請書、委任状その他これらに類するもの

(7) 普通文書　次に掲げるものについて作成する文書

ア　照会　職務を執行するため、行政機関、個人又は団体に対して問い合わせるもの

イ　回答　照会、依頼又は協議に対し、答えるもの

ウ　諮問　所轄の機関に対し、所定の事項について意見を求めるもの

エ　答申　諮問を受けた機関が、その諮問に対して意見を述べるもの

オ　申請又は願　所管の機関に対し、許可、認可等の処分その他一定の行為を求めるもの

カ　進達　経由すべきものとされている申請書、願書、報告書その他の書類を上級機関に取り次ぐもの

キ　通知又は通報　行政機関、個人又は団体に対し、一定の事実、処分又は意思を知らせるもの

ク　報告　上級機関又は委任者に対し、一定の事実、経過等を知らせるもの

ケ　依頼　行政機関、個人又は団体に対し、一定の事項を頼むもの

コ　協議　行政機関、個人又は団体に対し、一定の事項について相談するもの

サ　届出　一定の事項を行政機関に届け出るもの

シ　勧告　行政機関、個人又は団体に対し、一定の事項を申し出てある処置を勧め、又は促すもの

ス　その他　請求し、督促し、又は建議するもの

(8) 賞状、表彰状、感謝状、証明書等その他前各号に掲げる文書以外のもの

（用字、用語及び文体）

第３条　公文書に用いる漢字、仮名遣い及び送り仮名については、それぞれ常用漢字表（平成２２年内閣告示第２号）、現代仮名遣い（昭和６１年内閣告示第１号）及び送り仮名の付け方（昭和４８年内閣告示第２号）によるものとする。

２　公文書の用語については、おおむね次の基準による。

(1)　特殊な言葉を用いたり、堅苦しい言葉を用いることをやめて、日常一般に使われている易しい言葉を用いること。

(2)　名宛人に付ける敬称は、原則として「様」を用いること。

(3)　使い方の古い言葉を使わず、日常使い慣れている言葉を用いること。

(4)　言いにくい言葉を使わず、口調のよい言葉を用いること。

(5)　音読する言葉は、なるべく避け、耳で聞いて意味のすぐ分かる言葉を用いること。

(6)　音読する言葉で、意味の二様にとれるものは、なるべく避けること。

３　公文書の文体については、おおむね次の基準による。

(1)　文体は、原則として「である」体を用い、普通文書、賞状、表彰状、感謝状等には、なるべく「ます」体を用いること。

(2)　文語脈の表現は、なるべくやめて、平明なものとすること。

(3)　文章は、なるべく区切って短くすること。

(4)　文の飾り、曖昧な言葉、回りくどい表現は、なるべくやめて、簡潔な、論理的な文章とすること。

(5)　内容に応じ、なるべく箇条書の方法を取り入れ、一読して理解しやすい文章とすること。

（数字）

第４条　公文書に用いる数字は、次に掲げる場合を除き、アラビア数字を用いること。

(1)　固有名詞

（例）　三郷市　四国

(2)　概数を示す語

（例）　二、三日　五、六本　数十人

(3)　数量感の薄い語

（例）　一般　第三者

(4)　単位を示す語

（例）　２０万　１，０００億　５兆

(5)　慣用的な語

（例）　一休み　二言目

２　数字は、３桁区切りに「，」を用いるものとする。ただし、地番、文書番号その他の単に番号のみを示す数字については、この限りでない。

（左横書きの原則）

第５条　公文書の書き方は、左横書きとする。ただし、次に掲げるものについて作成する公文書については、この限りでない。

(1)　法令の規定により縦書きと定められたもの

(2)　その他特に縦書きが適当と認められるもの

（形式）

第６条　公文書の形式については、おおむね別記の基準による。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記（第６条関係）

目次

第１　法規文書の形式

１　条例

(1)　新たに制定する場合

(2)　全部を改正する場合

(3)　一部を改正する場合

ア　１の条例の一部を改正する場合

イ　２以上の条例の一部を１の条例で改正する場合

ウ　題名、目次、条文及び表を改正、追加又は削除する場合

(ｱ)　題名を改正する場合

(ｲ)　目次を改正する場合

(ｳ)　条文を改正する場合

(ｴ)　条文を追加する場合

(ｵ)　条文を削除する場合

(ｶ)　表を改正する場合

(4)　廃止する場合

(5)　附則を規定する場合

ア　施行期日を規定する場合

イ　既存の条例の改廃を規定する場合

ウ　経過措置を規定する場合

(6)　条例の公布文及び条例番号

(7)　条例の提案理由

2　規則

第2　議案書及び専決処分書の形式

第3　告示文書の形式

第4　令達文書の形式

1　訓令

(1)　規程形式による場合

(2)　規程形式によらない場合

2　通達

3　指令

第5　契約文書の形式

第6　普通文書の形式

第7　証明書の形式

第8　賞状、表彰状及び感謝状の形式

第1　法規文書の形式

1　条例

(1)　新たに制定する場合

ア　本則が項のみからなる場合

例1

題名	×××○○○○○条例
本則	×○○。
附則	×××附×則 ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

備考

1　題名は、内容を適確に表現するものであって、なるべく簡単なものにすること。

２　題名が２行以上にわたる場合における２行目以下の初字は、１行目と同じく４字目とすること。

３　本則は、内容の短いもののほかは、例２、例３のように条に分けること。

イ　本則が２以上の条からなる場合

例２

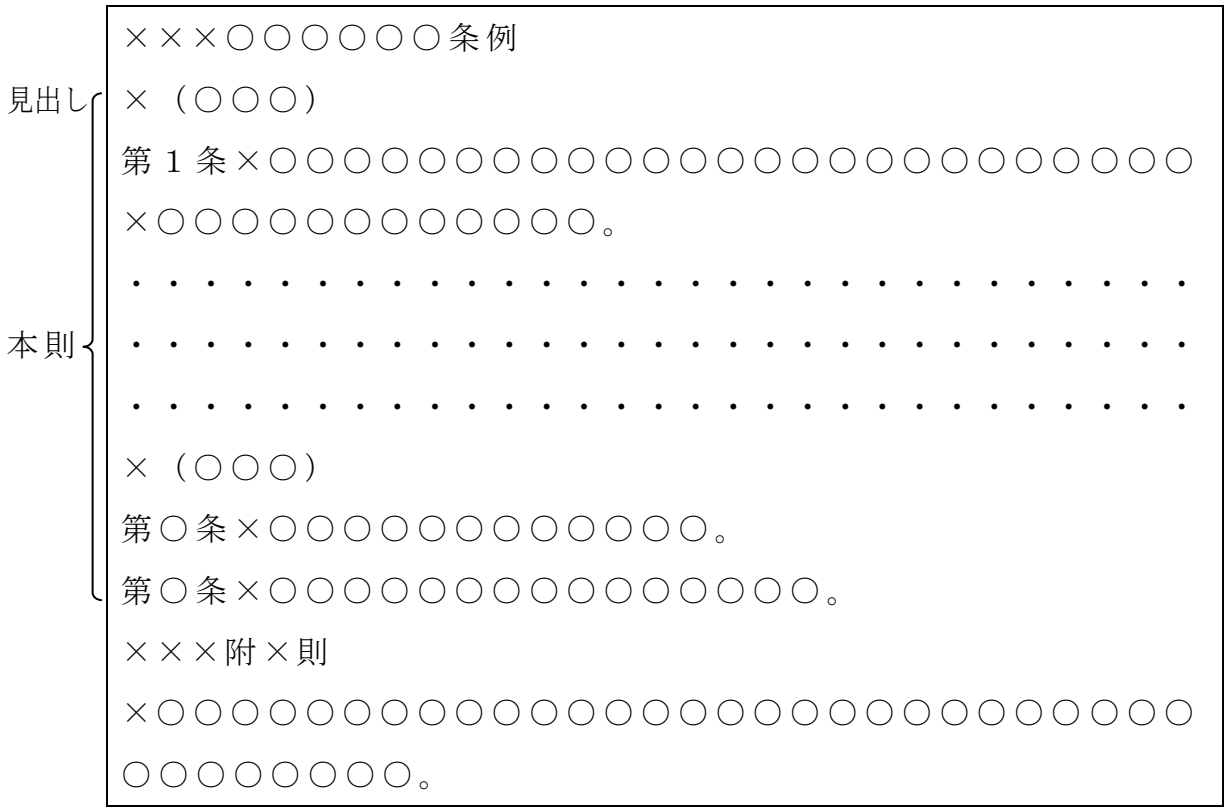

備考

１　本則は、おおむね次の順序により規定すること。

(1)　総則的規定

(2)　実体的規定

(3)　雑則的規定

(4)　罰則規定

２　条文の数が多い場合は、各条にその内容を簡単に表す見出しを付けること。ただし、連続する２以上の条文が同じ範囲の事項を規定している場合は、前の条にまとめて見出しを付けること。

３　条又は項に号を設け、及び号を細別する場合は、次の例による。

×(1)×○○○○○○○○○

××ア×○○○○○○○○

×××(ｱ)×○○○○○○○○○

ウ　本則を章、節等に区分し、条又は項に号等を設け、及び別表を設ける場合

例３

	×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	×××○○○○○条例
目次	目次 ×第１章×○○○（第○条―第○条） ×第２章×○○○○ ××第１節×○○○（第○条―第○条） ××第２節×○○○○ ×××第１款×○○○（第○条・第○条） ×××第２款×○○○○ ××××第１目×○○○○（第○条―第○条） ××××第２目×○○○（第○条・第○条） ×附則
章名	×××第１章×○○○○
	×（○○○）
	第１条×○○○○○○○○○○。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	×××第２章×○○○○
節名	××××第１節×○○○
	×（○○○○）
	第○条×○○○○○○○○○○○○○○○。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	××××第２節×○○○○

款 名 ×××××第１款×○○○

×（○○）

第○条×○○○○○○○○○○○○○○○○。

第○条×○○○○○○○○○○○○。

×××××第２款×○○○

目 名 ××××××第１目×○○○○

×（○○○○）

第○条×○○○○○○○○○○○○○○○。

２×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×○○○○○○。

×(1)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

××○○○○○○○○○○○。

××ア×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×××○○○○○○○○。

××イ×○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××(ｱ)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

××××○○○○○○○○○○

×××(ｲ)×○○○○○○○○○○○○○○

×(2)×○○○○○○○○○○○○、○○○○○。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

×××附×則

×（○○○○）

１×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×（○○○○）

２×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

別 表 別表（第○条関係）

×

○○○○	○○○○○○○○○○
○○○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○	

備考

1　条文の数の多いもので、章、節、款等に分けた場合は、目次を付けること。

2　目次中括弧書きの条文が３条以上の場合は「―」で、２条の場合は「・」でつなぐこと。

(2)　全部を改正する場合

例４

制定文	×××○○○○○条例 ×○○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○号）の全部を改正する。
	×（○○○） 第１条×○○○○○○○○○○。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	×（○○○） 第○条×○○○○○○○○○○○○。
	×××附×則 ×○○○○○○○○○○○○。

備考　条例を全部改正する場合の形式は、「当該条例の全部を改正する」旨の制定文を置くことを除き、全て条例を新たに制定する場合の形式によること。

(3)　一部を改正する場合

ア　１の条例の一部を改正する場合

例５

改正文

×××○○○○条例の一部を改正する条例 ×○○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○号）の一部を次のように改正する。 ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ×××附×則 ×○○○○○○○○○○○○○○○○○。

イ　２以上の条例の一部を１の条例で改正する場合

例６

×××○○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例 第１条×○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○×号）の一部を次のように改正する。 ××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○○。 第２条×○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○×号）の一部を次のように改正する。 ××○○○○○○○○○○○○○○○。 ×××附×則 ×○○○○○○○○○○○○○○。

備考

１　共通の動機に基づいて２の条例を１の条例で改正する場合は、原則として例６によること。

２　共通の動機に基づいて３以上の条例を１の条例で改正する場合の題名は、原則として「○○○条例等の一部を改正する条例」とすること。

３　２以上の条例を１の条例で改正する場合は、原則として条例の公布年月日の順に規定すること。

４　条文数が多い場合は、各条に「（○○○条例の一部改正）」のように見出しを付けること。

ウ　題名、目次、条文及び表を改正、追加又は削除する場合

⑺　題名を改正する場合

a　題名の全部を改正する場合

例７

×題名を次のように改める。 ×××○○○○○○条例

b　題名の一部を改正する場合

例８

×題名中「○○」を「○○」に改める。

(ｲ)　目次を改正する場合

例９

「第○章×○○○ ×目次中　×第○節×○○○（第○条―第○条）　を ×第○節×○○○（第○条―第○条）」 「第○章×○○○○○ ×第○節×○○○（第○条―第○条） ×第○節の２×○○○（第○条―第○条）　に改める。 ×第○節×○○○（第○条―第○条）」

例１０

×目次中「第○条」を「第○条」に改める。

備考　目次中括弧内の条名だけを改める場合は、例１０によること。

(ｳ)　条文を改正する場合

a　条の全部を改正する場合

例１１

×第○条を次のように改める。 ×（○○○） 第○条×○○○○○○○○○○○○○○。

例１２

×第２条及び第３条を次のように改める。 ×（○○○） 第２条×○○○○○○○○○○○○○○。 ×（○○○） 第３条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

例１３

×第２条から第４条までを次のように改める。 ×（○○） 第２条×○○○○○○○○○○○○。 ×（○○○） 第３条×○○○○○○○○○○○○○○○。 ×（○○○○） 第４条×○○○○○○○○○○○○○○○○○。

備考

１　連続する２条を改める場合は、例１２によること。

２　連続する３条以上を改める場合は、例１３によること。

b　項の全部を改正する場合

例１４

×第○条第１項を次のように改める。 ××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○○○○○。

例１５

×第○条第３項を次のように改める。 ３×○○○○○○○○○○○。

備考　連続する２項又は３項以上を改める場合は、条の全部を改正する場合に準ずる。

c　号の全部を改正する場合

例１６

×第○条（第○項）第１号を次のように改める。 ×(1)×○○○○○○○○。

d　ただし書の全部を改正する場合

例１７

×第○条（第○項第○号）ただし書を次のように改める。 ××ただし、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○○○○○○。

e　字句を改正する場合

例１８

×この条例中「○○○」を「○○○」に改める。

備考　条例中多数箇所にわたり出てくる同一の字句を一様に改める場合は、例１８によること。

例１９

×第○条（第○条第○項、第○条第○項第○号、第○条本文、第○条ただし書、第○条前段（後段）、第○条各号列記以外の部分）中「○○○」を「○○○」に改める。

例２０

×第○条、第○条及び第○条中「○○」を「○○」に改める。

備考　数条にわたり出てくる同一の字句を一様に改める場合は、例２０によること。

f　見出しを改正する場合

例２１

×第○条の見出しを「（○○○○）」に改める。

(ｴ)　条文を追加する場合

a　条を追加する場合

(a)　条と条の間に条を追加する場合

例２２

×第５条を第７条とし、第４条を第６条とし、第３条の次に次の２条を加える。
×（○○○）
第４条×○○○○○○○○○○○○。
×（○○○○）
第５条×○○○○○○○○○○。

例２３

×第○条の次に次の２条を加える。
×（○○）
第○条の２×○○○○○○○○○○○○○○。
×（○○○）
第○条の３×○○○○○○○○○○○○。

備考　例２３は、他の条の名称の変更を避ける必要がある場合に用いること。

(b)　末尾に条を追加する場合

例２４

×第７条の次に次の２条を加える。
×（○○○）
第８条×○○○○○○○○○○○○○○。
×（○○○）
第９条×○○○○○○○○○○○○○○○○。

(c)　既存の章、節等の最初又は最後に条を追加する場合

例２５

×第○章中第○条の前（次）に次の１条を加える。
×（○○○）
第○条の２×○○○○○○○○○○。

b　項を追加する場合

(a)　冒頭に項を加える場合

例２６

×第○条中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。 ××○○○○○○○○○○○○○○。

(b)　項と項の間に項を追加する場合

例２２に準ずる。

(c)　末尾に項を追加する場合

例２７

×第○条に次の１項を加える。 ××○○○○○○○○○○○○○○。

c　号を追加する場合

例２２、例２３、例２６及び例２７に準ずる。

d　ただし書又は後段を追加する場合

例２８

×第○条（第○項）に次のただし書を加える。 ××ただし、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○○○○○○○○。

例２９

×第○条（第○項）に後段として次のように加える。 ××この場合において、○○○○○○○○○○。

e　字句を追加する場合

例３０

×第○条（第○条第○項、第○条第○項第○号、第○条ただし書、第○条各号列記以外の部分）中「○○○」の次に「○○○」を加える。

(ｵ)　条文を削除する場合

a　条の全部を削除する場合

例３１

×第５条及び第６条を削り、第７条を第５条とし、第８条から第○条までを２条ずつ繰り上げる。

例３２

×第○条を次のように改める。
第○条×削除

備考　例３２は、他の条の名称の変更を避ける必要がある場合に用いること。

b　項の全部を削除する場合

例３１に準ずる。

c　号の全部を削除する場合

例３１及び例３２に準ずる。

d　ただし書又は後段を削除する場合

例３３

×第○条（第○項）ただし書（後段）を削る。

e　字句を削除する場合

例３４

×第○条（第○条第○項、第○条第○項第○号、第○条ただし書、第○条各号列記以外の部分）中「○○○」を削る。

(ｶ)　表を改正する場合

例３５

×別表を次のように改める。

別表（第○関係）

×

×

例３６

×別表中「○○○」を「○○○」に、「

○○	○○

」を「

○○	○○

」に改める。

例３７

×別表○○の部○○の款○○の項○○の欄を次のように改める。

× ○○○○○○

備考　表中の区分は、横に部、款及び項としてとらえ、縦に欄としてとらえる。ただし、横の区分が少ない場合は、部及び項として、又は項としてとらえる。

○○○	○○○	○○○	○○○（欄）
（部） ○○○	（款） ○○○	（項） ○○○	○○○○
		○○○	○○○○
	○○○	○○○	○○○○

例３８

×別表○○の部○○の款○○の項○○の欄中「○○○」を「○○○」に改める。

備考　「中」は、引用する範ちゅうの最後にだけ使うことを原則とする。

(4)　廃止する場合

例３９

×××○○○条例を廃止する条例

×○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○号）は、廃止する。

×××附×則

１×○○○○○○○○○○○○。

２×○○○○○○○○○○。

例４０

×××○○○条例及び○○○条例を廃止する条例 ×次に掲げる条例は、廃止する。 ×(1)×○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○号） ×(2)×○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○号） ×××附×則 ×○○○○○○○○○○○○。

備考

1　共通の動機に基づいて２の条例を１の条例で廃止する場合は、原則として例４０によること。

2　共通の動機に基づいて３以上の条例を１の条例で廃止する場合の題名は、原則として「○○○条例等を廃止する条例」とすること。

3　２以上の条例を１の条例で廃止する場合は、原則として条例の公布年月日の順に規定すること。

(5)　附則を規定する場合

附則は、おおむね次の順序により規定すること。

1　施行期日

2　既存の条例の廃止

3　経過措置

4　他の条例の改正

ア　施行期日を規定する場合

例４１

×この条例は、公布の日から施行する。

備考　例４１は、当該条例の内容をあらかじめ住民に周知させておく必要がある場合は、用いないこと。

例４２

×この条例は、令和○年○月○日から施行する。ただし、第○条の規定は、令和○年○月○日から施行する。

例４３

×この条例は、令和○年○月○日から施行する。ただし、第○条及び第○条の改正規定、第○条の次に１条を加える改正規定、第○条の改正規定並びに附則第○項及び第○項の改正規定は、令和○年○月○日から施行する。

例４４

×この条例は、公布の日から起算して○日を経過した日から施行する。

例４５

×この条例は、公布の日から施行し、令和○年○月○日から適用する。

例４６

×この条例は、公布の日から施行し、改正後の第○条の規定は、令和○年○月○日から適用する。

備考　例４５及び例４６は、当該条例の内容が住民の既得の権利等を侵害し、又は住民に新たな義務を課するものである場合は、原則として用いないこと。

イ　既存の条例の改廃を規定する場合

例４７

×（施行期日） １×この条例は、令和○年○月○日から施行する。 ×（○○○条例の廃止） ２×○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○号）×は、廃止する。 ×（○○○○条例の一部改正） ３×○○○○条例（令和○年上尾伊奈資源循環組合条例第○×号）の一部を次のように改正する。 ××第○条中「○○」を「○○」に改める。

備考　例４７は、当該条例の制定に伴って既存の条例を廃止し、又は改正する必要が生じた場合に用いること。

ウ　経過措置を規定する場合

例４８

|
|---|
| ×（施行期日）
１×この条例は、令和○年○月○日から施行する。
×（経過措置）
２×この条例の施行の際、現に改正前の第○条の規定による許可×を受けて○○業を営んでいる者は、改正後の第○条の規定による許可を受けた者とみなす。 |

例４９

|
|---|
| ×（施行期日）
１×この条例は、令和○年○月○日から施行する。
×（経過措置）
２×この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |

(6)　条例の公布文及び条例番号

例５０

公布文	×○○○条例をここに公布する。 ××令和○年○月○日
条例番号	上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　　　名 上尾伊奈資源循環組合条例第○号 ×××○○○条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

備考　条例番号は、暦年による一貫番号とすること。

(7)　条例の提案理由

例５１

提案理由 ××○○○○○○○ため、○○○○○○○したいので、この案を提出×する。

備考　条例案（専決処分をするものを除く。）には、その末尾に例５１のように簡潔な提案理由を記載すること。

２　規則

条例に準ずる。

第２　議案書及び専決処分書の形式

例５２

議案第○号

×××工事請負契約の締結について

×下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

××令和○年○月○日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

１×契約の目的××○○○○○○○○○○

２×契約の方法××○○○○○○○○○

３×契約の金額××○○○○○○○○○○

４×契約の相手方××住　　所

氏名又は名称

提案理由

××○○○○に関する工事請負契約を締結するため、上尾伊奈×資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は×処分に関する条例第２条の規定により、この案を提出する。

例５３

議案第○号

××財産の取得について

×下記のとおり建物を取得することについて、議決を求める。

××令和○年○月○日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

１×建物の所在地、構造、延床面積

所　在　地××○○○○○○○○○○○

構　造××○○○○○○○○○○

延床面積××○○○○○○○○○○○

２×取得の目的××○○○○○○○○○○○○

３×取得の方法××○○○○○○○○○○○

４×取得価格××○○○○○○○○○○

５×契約の相手方××住　所

氏名又は名称

提案理由

××○○○○を取得するため、議会の議決に付すべき契×約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定×により、この案を提出する。

例５４

議案第○号

×××訴えの提起について

×下記のとおり○○○○事件に関し訴えを提起することについて、議決を求める。

××令和○年○月○日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

１×相手方××住　所

氏　名

２×事件名××○○○○○○○○○○○

３×事件の内容及び請求の趣旨

××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×○○○○○○○。

４×事件に関する取扱い

××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

提案理由

××○○○○事件に関して訴訟を提起したいので、地方自治法×第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１２号の規×定により、この案を提出する。

例５５

議案第○号

×××損害賠償の額を定めることについて

×下記のとおり○○○事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

××令和○年○月○日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

１×相　手　方××住　所

氏　名

２×事故の概要

××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×○○○○○○○○○○○。

３×損害賠償額××○○○○○○○○○○○

提案理由

××○○○事故による損害賠償の額を定めたいので、地方自治×法第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１３号×の規定により、この案を提出する。

例５６

議案第○号

×××○○○○委員の選任について

×○○○○委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

××令和○年○月○日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

×住　　所

××氏　　名

×××平成○年○月○日生

提案理由

××○○○○委員○○○○氏の任期は、令和○年○月○日で満×了となるが、後任として○○○○氏を選任することについて×同意を得たいので、○○○○法第○条の規定により、この案×を提出する。

例５７

議案第○号
×××専決処分の承認を求めることについて
×○○○○○条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
××令和○年○月○日提出
上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

提案理由
××○○○○法の一部を改正する法律（令和○年法律第○号）×が令和○年○月○日に公布されたことに伴い、緊急に○○○×○○条例を改正する必要が生じ、令和○年○月○日○○○○×○条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治×法第２９２条において準用する同法第１７９条第３項の規定に×より、この案を提出する。

例５８

議案第○号
×××専決処分の承認を求めることについて
×○○○○○工事の請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
××令和○年○月○日提出
上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

提案理由
××○○○○○工事の請負契約を締結することについて、専決×処分したので、地方自治法第２９２条において準用する同法×第１７９条第３項の規定により、この案を提出する。

例５９

専　決　処　分　書

×下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

××令和〇年〇月〇日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

×××〇〇〇〇〇条例の一部を改正する条例

例６０

専　決　処　分　書

×下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名××××

記

１×契約の目的××○○○○○○○○○○○○○

２×契約の方法××○○○○○○○○○○○○

３×契約の金額××○○○○○○○○○○○○○

４×契約の相手方××住　　所

氏名又は名称

第３　告示文書の形式

次の例６１から例６５までに定めるもののほかは、条例に準ずる。

告示番号は、暦年による一貫番号とする。

１　規程形式による場合

(1)　新たに制定する場合

例６１

上尾伊奈資源循環組合告示第○号

×○○規程（要綱等）を次のように定める。

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×

×××○○規程

×（○○）

第１条×○○○○○○○○○○。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第○条×○○○○○○○○○○。

×××附×則

×この告示は、令和○年○月○日から施行する。

(2)　一部を改正する場合

例６２

上尾伊奈資源循環組合告示第○号

×○○規程の一部を改正する告示を次のように定める。

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×

×××○○規程の一部を改正する告示

×○○規程（令和○年上尾伊奈資源循環組合告示第○号）の一部を次のように改正する。

×第○条中「○○」の次に「○○」を加える。

×××附×則

×この告示は、令和○年○月○日から施行する。

(3)　廃止する場合

例６３

上尾伊奈資源循環組合告示第○号

×○○規程を廃止する告示を次のように定める。

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　　　　　　名　印×

×××○○規程を廃止する告示

×○○規程（令和○年上尾伊奈資源循環組合告示第○号）は、廃止する。

×××附×則

１×この告示は、令和○年○月○日から施行する。

２×○○○○○○○○○○。

2　規程形式によらない場合

(1)　新たに制定する場合

例６４

上尾伊奈資源循環組合告示第○号

×○○○する。

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　　　　　　名　印×

１×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
×○○○○○○○○○○

××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
×○○○○○○○○○○○○○○○○○

×(1)×○○○○○○○○○○○

×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

××ア×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

××××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2)　一部を改正する場合

例６５

上尾伊奈資源循環組合告示第○号
×令和○年上尾伊奈資源循環組合告示第○号（○○○について）の一部を次のように改正する（変更する）。
××令和○年○月○日
上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×
×「○○」を「○○」に改める（変更する）。

第４　令達文書の形式

１　訓令

次の例６６から例６９までに定めるもののほかは、条例に準ずる。

訓令番号は、暦年による一貫番号とする。

(1)　規程形式による場合

ア　新たに制定する場合

例６６

上尾伊奈資源循環組合訓令第○号
×○○規程を次のように定める。
××令和○年○月○日
上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×
×××○○規程
×（○○）
第１条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
×○○○○○○○○○○。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
×（○○）
第○条×○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×この訓令は、令和○年○月○日から施行する。

イ　一部を改正する場合

例６７

上尾伊奈資源循環組合訓令第○号
×○○規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×

×××○○規程の一部を改正する訓令
×○○規程（令和○年上尾伊奈資源循環組合訓令第○号）の一部を次のように改正する。
×第○条中「○○」を「○○」に改める。
×××附×則
×この訓令は、令和○年○月○日から施行する。

ウ　廃止する場合

例６８

上尾伊奈資源循環組合訓令第○号
×○○規程を廃止する訓令を次のように定める。
××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×

×××○○規程を廃止する訓令
×○○規程（令和○年上尾伊奈資源循環組合訓令第○号）は、廃止する。
×××附×則
×この訓令は、令和○年○月○日から施行する。

(2)　規程形式によらない場合

例６９

上尾伊奈資源循環組合訓令第○号
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○。
××令和○年○月○日
上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　名　印×

2　通達

例７０

通達文書記号第○号×
令和○年○月○日×
×令達先職名×様
（注　１行空けること。）
令　達　者　職　名　印×
（注　１行空けること。）
×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××
×××○○○○○について（通達）
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○。

備考

1　当該文書が親展文書の場合は、通達番号の前に「親」と記載すること。

2　標題は、一見して文書の趣旨が分かるように簡潔なものを付けること。

3　依命通達の場合は、標題の末尾に「（依命通達）」と記載すること。

3　指令

(1)　職権に基づく場合

例７１

指令文書記号第○号×
住　　　　　所××
氏　　　　　名×

×○○○○○○法（令和○年法律第○号）第○条の規定により、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を命ずる（禁止する、取り消す等）。

　理由、禁止事項等

××令和○年○月○日

（注　１行空けること。）

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　　名　印×

（注　１行空けること。）

教　　示

×この○○について不服がある場合は、○○の日の翌日から起算して○○日以内に○○○に対して審査請求をすることができる。

(2)　申請、出願等に基づく場合

例７２

指令文書記号第○号×
住　　　　　所××
氏　　　　　名×

×令和○年○月○日付け（第○号）で申請のあった○○については、○○法（令和○年法律第○号）第○条の規定により、（申請のとおり）許可（認可等）する。

××令和○年○月○日

（注　１行空けること。）

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　　名　印×

例７３

指令文書記号第○号×

住　　所××

氏　　名×

×令和○年○月○日付け（第○号）で申請のあった○○については、○○法（令和○年法律第○号）第○条の規定により、許可（認可等）しない。

××令和○年○月○日

（注　１行空けること。）

上尾伊奈資源循環組合管理者××氏　　名　印　×

（注　１行空けること。）

教　示

×この○○について不服がある場合は、○○の日の翌日から起算して○○日以内に○○○に対して審査請求をすることができる。

第５　契約文書の形式

例７４

○　○　○　○　契　約　書

×上尾伊奈資源循環組合（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、○○○に関し、次のとおり契約を締結する。

×（○○○）

第１条×○○○○○○。

２×○○○○○○。

×（○○）

第２条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○。

×(1)×○○○○○○

×(2)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××○○○○○

××ア×○○○○○○

×××(ｱ)×○○○○○○

×××(ｲ)×○○○○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

×（定めのない事項）

第○条×この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が×生じたときについては、甲、乙協議して定めるものとする。

×この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を保有する。

××令和○年○月○日

北足立郡伊奈町○○

甲×上尾伊奈資源循環組合

管理者××氏　　名　印×

（注　１行空けること。）

住　　　所

乙×氏　　　名　印

備考　題名は、一見して契約の趣旨が分かるように簡潔なものを付けること。

第６　普通文書の形式

例７５

文書記号　第　○　号×

令和○年○月○日×

×受信者（職）氏　　　　名×様

（注　１行空けること。）

発信者　職　（氏　　　　名）　印　×

（注　１行空けること。）

×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××
×××○○について（照会）

×このことについて○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
下記の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○回答をしてください。

×なお、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

記

１×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
×○○○○○○○○○。

２×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

備考

１　当該文書が親展文書の場合は、文書記号の前に「親」と記載すること。

2　標題は、一見して文書の趣旨が分かるように簡潔なものを付けること。

3　項目を細別する場合は、次の例によること。

第１

１

(1)

ア

(ｱ)

a

(a)

第７　証明書の形式

１　一般の証明書

例７６

○　○　○　証　明　書

住　　所××

氏　　名×

×上記の者に対し、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○したことを証明する。

××令和○年○月○日

（注　２行空けること。）

上尾伊奈資源循環組合管理者　氏　　名　印　×

２　奥書証明書

例７７

（　証　明　願　い　文）

×上記のとおり相違ないことを証明する。

××令和〇年〇月〇日

（注　２行空けること。）

上尾伊奈資源循環組合管理者　氏　　名　印　×

第８　賞状、表彰状及び感謝状の形式

１　賞状

例７８

賞　状

〇等　〇〇〇〇様（君等）×

あなたは上尾伊奈資源循環組合主催の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇会において頭書の成績を収めたのでこれを賞します

××令和〇年〇月〇日

上尾伊奈資源循環組合管理者

氏　名　印

例７９

賞　　状

○○○○会×

本組合主催の○○○○○○会において優秀な成績を収められたことは○○○○○に貢献するところ多大であります　よってここに賞します

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　氏　　名　印

2　表彰状

例８０

表彰状

○○学校○○クラブ×

みなさんの○○クラブは○○○○○さ れました　これは他の模範となります よってこれを表彰します

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者

氏　名　印

例８１

表　　彰　　状

○○○○様（君等）×

あなたは○年余にわたり○○○○○○○○に努められるとともに○○○○に協力されました　このことは他の模範であります　よって○○○○○○○○周年を迎えるに当たり表彰します

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　氏　　名　印

3　感謝状

例８２

感　謝　状

○○○○様（君等）×

あなたは多年○○○○

○○として献身的な努

力を尽されよくその職

分を全うされましたよ

ってここに感謝の意を

表します

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者

氏　名　印

例８３

感　　謝　　状

○○委員会×

○○○○○○○○○○○に多大の協力をされたのでここに感謝の意を表します

××令和○年○月○日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　氏　　名　印